

取得原価・公正価値共存型会計から公正価値会計への傾斜 ——米国退職給付会計をめぐるトレンド——

宮川昭義

1. はじめに

わが国における従業員給付会計は、その代表的制度として退職一時金制度あるいは企業年金制度へ焦点を当て、いわゆる「会計ビッグバン」の下で、企業会計審議会より検討されてきた。結果、2000年6月に「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」が公表され、わが国では退職給付会計について一応の整備がなされることとなった。

その後8年余りが経過し、会計実務においても当該会計基準を通じて明らかにされる会計情報の意味が概ね理解され、とくに給付建制度にかかる当該会計基準導入時に見られたような批判や混乱も沈静化したように思われる。しかしながら、視点を海外に移した時、退職給付会計をめぐる議論には再燃の兆しが見える。

わが国における退職給付会計の素地となっているのは、周知のように米国財務会計基準審議会(FASB)により公表された財務会計基準第87号(FAS87)であり、国際会計基準審議会(IASB)により公表された国際会計基準第19号(IAS19 (revised 1998))である。とくに給付建制度に関してFAS87とIAS19 (revised 1998)の間には、その会計処理に少なからず相違は見られるが、会計基準を構成するスキームは近似しており、当該スキームをもっていわゆる収益費用アプローチから資産負債アプローチへの移行と認める向きもある。

一方で、わが国における退職給付会計は、FAS87およびIAS19 (revised 1998)を素地としている都合から、給付建制度に要求される会計処理には類似性が認められるものの、それを構成するフレームワークには異同が認められ¹、わが国の退職給付会計はいわば外観主義による整備がおこなわれてきたと言えそうである。

しかし、この度FASBおよびIASBは会計基準にかかる国際的な収斂(convergence)を目指し、とくに給付建制度に関する領域において、FAS87およびIAS19 (revised 2002)をそれぞれ再検討することがロードマップに掲げられた。すでにFASBでは当該事項にかかる本格的な検討の前段階として、その第1フェーズにFAS87に代わるFAS158を公表している。また、IASBでは2005年度以降、EU域内の上場企業に対し共通の会計基準を適用するとの目的から、当該会計領域にかかる英国財務報告基準第17号(FRS17)との調整的見地によりIAS19 (revised 2004)も公表されるに至っている。

会計基準の国際的な収斂を目指すロードマップによれば、FAS158およびIAS19 (revised 2004)

はそれぞれ給付建制度にかかる会計基準を中心的議論にのせながら、2011年までに結論を得るために検討が続けられている。そして、その結果は当然のことながら、わが国の退職給付会計に影響すること大である。

本稿では、そうした問題意識のもと、とくにFASBが2007年に公表したFAS158を題材として、従前のFAS87との違いを整理分析することで、米国における給付建退職給付制度にかかる会計基準の概念的なトレンドについて明らかにしたいと考える。したがって、とくにことわりがない場合、本稿では給付建制度にかかる会計基準のことを退職給付会計とする。

2. FAS87の実相

米国ではFAS158が公表される以前、従業員の退職後に支給が予定されている従業員給付制度について、数多くの会計基準が公表されてきた。とりわけ1985年に公表されたFAS87は今日の退職給付会計のベースとなる会計基準である。またFAS87が有する会計基準の概念的なフレームワークは、他の会計基準においてそれ以前に見られたフレームワークから大きく転換したとの見解もあり、現代企業会計の嚆矢として位置づけられる場合も多い。

具体的には、FAS87以前に用いられてきた米国会計原則審議会意見書第8号(APBO8)は、企業活動における適正な期間損益の測定を主目的にしていた。したがって、期間収益に対応する期間費用の測定および認識(適正な期間損益計算)という立場から、当該会計期間において稼得した収益に見合う労務費用として退職給付費用が測定され、その退職給付費用の累積したものが負債としてオンバランスされるというスキームを有していた。

これに対しFAS87は、まず、将来時点に従業員が退職して以降、支給が予定される退職給付見込額(将来退職給付債務)を計算し、ここから既発生部分に対応する退職給付債務見込額を計算し、それをさらに割引現在価値計算をおこなうことで現在価値ベースによる既発生退職給付見込額(現在退職給付債務)という数理的現在価値(actuarial present value)を当該負債にかかる公正価値(fair value)とし、これを当該会計期間において企業が担保すべき負債総額として測定することからはじまる。ここで数理的現在価値とは、特定日以降に支払われるか受領されることが予定される金額または級数金額で、貨幣の時間的価値および当該特定日と支払予測日までのあいだに支払いが生じるなどの確率を調整したものとされる²。

つぎに、これに相等の年金資産(plan assets)が積み立てられているか否かを明らかにするため、当該資産の測定日現在の公正価値を測定し、上記総額負債との比較から不足額(積立不足)が生じている場合には、これを企業にとっての負債純額(実際には各種未認識部分を除く)としてオンバランスすることが主目的とされる。ここで、年金資産の公正価値とは、自由に売買がなされる状況において、強制的な売却や清算のための売却以外の売価について、その売価により当該制度が受取ることが期待される合理的金額とされる³。

つまり、当該会計基準の有する概念的なフレームワークは、APBO8のそれとは異なり、負債(現在退職給付債務)および資産(制度資産)について、数理的現在価値あるいは公正価値の金額と同じ概念ベースあるいは数的ベースとして比較し、その差額計算をおこなうことでとくに積立不足が生じている場合にはこれを当該会計期間に企業がオンバランスすべき負債として認識することが要

求されているのである。

一方で、当該会計期間に発生した退職給付費用の認識額は、当該会計期間に帰着する従業員の勤務費用のほか、期首時点の現在退職給付債務総額を算定基礎とする期末時点までの利息費用⁴、および保有する期首制度資産と（期中拠出分と給付支払額を調整した後の）期末制度資産の公正価値変化による実際収益、さらには（純額負債としてオンバランスされていなかった）未認識過去勤務費用額、未認識数理計算上の差異および未認識会計基準変更時差異の各々償却額などを加減算したものとなる。

したがって、FAS87 では貸借対諸表および損益計算書にオンバランスされる会計情報には、いわゆる収益費用アプローチに特徴的であった貸借対照表および損益計算書における情報の連携が見られず、会計情報の成因に一種の不連続性が生じている点に特徴があった。また、数理的現在価値および公正価値の測定日について、FAS87 は抽象的な表現をとっていることから、金額ベースでの比較妥当性とは別に測定日ベースについても企業側の恣意性を残すこととなっていた。

では、次に FAS87 に見られる個々の会計処理から、上記不連続性の原因をより深く分析してみよう。FAS87 は、従前の APBO8 とは会計処理のフレームワークが大きく異なることから、会計実務に対して多大なる影響を及ぼすこととなった。その意味で、当該会計情報は大きな質的变化に直面し、それに対する激変緩和の観点から FAS87 には多くの点で会計実務への配慮が見られる。以下がその代表的な例である。

- ① 現在退職給付債務の算定基礎となる将来退職給付債務として累積給付債務 (Accumulated Benefits Obligation, ABO) を適用する。
- ② 割引現在価値計算に用いられる割引率を貸借対照表日現在または継続使用を前提とする当該日前 3 ヶ月以内の一定日現在のものでも可とする。
- ③ 制度資産の長期期待收益率として投資期間に期待される平均收益率を用いる。
- ④ 制度資産の長期期待収益を計算する基礎として市場連動価値 (Market-Related Value of Plan Assets, MRPA) を利用する。
- ⑤ 会計基準変更 (APBO8 → FAS87) にともなって生じた資産および負債の差異額を現役従業員の平均残存勤務期間（当該期間が 15 年未満の場合には上限を 15 年とすることが可）による均等償却を可とする。
- ⑥ 制度改正によって生じた過去勤務費用の増加額（あるいは減少額）を現役従業員の平均残存勤務年数による均等償却を可とする。
- ⑦ 各種予測計算にもとづく仮定値と実績値との間に発生する乖離により生じた数理計算上の差異についてコリダー方式を用いた遅延認識を可とする。

まず、①について、一般に給付建退職給付制度は、退職時点における給与水準に強い相関性を有する。したがって、将来退職給付債務の計算には現在から退職時まで勤務継続を前提とした給与水準の変動、すなわち昇給部分を加味した後の予測債務を将来退職給付債務とする方が適当であると考えられる。とくにこれを予測給付債務 (Projected Benefits Obligation, PBO) という。

これに対し、企業側にとって昇給部分を加味することは、割引現在価値計算後の現在退職給付債

務の増加を意味する。よって、APBO8 から FAS87 への変更にともなう認識すべき負債の増加額は PBO よりも ABO を採用した方が圧縮されることとなる⁵。また別の要因として、米国では 1974 年に施行された従業員退職所得保障法 (ERISA) によって、企業が現在時点において担保すべき現在退職給付債務の算定基礎を ABO とすることが規定されている⁶。その意味では FAS87 が現在退職給付債務の計算根拠として ABO を用いたのは、ERISA の影響を受けるものではないと主張するものの、企業側への配慮として法的債務性が意識されていることは自明のことである⁷。

②について、一般に時価とは金融商品会計における売買目的有価証券の期末評価に見られるように、現に市場性がある場合は貸借対照表における売買金額をベースとしたものとされる。一方で退職給付会計において取り扱われる負債には市場性はない。したがって、退職給付会計において負債測定の面から導出される金額には、将来退職給付債務に対して貸借対照表日現在において適当であると判断される入手可能な割引率を用いて割引現在価値計算をおこない、これを現在退職給付債務という数理的現在価値（負債の公正価値）として測定することが本来的な方法となる⁸。

しかし、実際にはたとえそれが継続的使用を前提とするものであっても貸借対照表日前 3 ヶ月以内の一定時点において入手可能な割引率でもよいとする点で当該数理的現在価値を公正価値とすることには問題が残されることとなる。つまり、FAS87 に基づいて測定される数理的現在価値測定には、経営者サイドの恣意性を招じ込んだ割引率の選択余地を残しているのである。

③および④については、退職給付制度が有する長期性の観点から、当該会計期間における退職給付費用の認識にあたって、保有する制度資産の長期的な運用成績の平均値を当該測定に用いようとするものである。つまり、長期的視座からは短期的な退職給付費用の変動は、いずれ期待される運用成績により収斂していくものとの前提がそこにある。また、長期期待収益を測定する基礎として用いられる MRPA とは、上記説明にあった公正価値または公正価値の変動を系統的かつ合理的な方法で 5 年を超えない期間にわたって認識する計算価値であるとされる。その具体例として債券については公正価値を、株式については 5 年移動平均値を用いるなどが示されている⁹。

こうした処理をおこなう背景には、FAS87 には遅延認識を前提とする会計思考が大いに取り入れられていることの証左であると言える¹⁰。つまり実際収益と期待収益との差額はその後に相殺されることが会計基準それ自体の期待あるいは予測として織り込まれ、結果として即時認識した場合の大幅な会計情報の変動性 (volatility) を回避し、さらには FAS87 公表当時の他の会計モデルと整合していないことから生じる批判を緩和するために長期期待収益率および MRPA を計算基礎とすることが盛り込まれているのである¹¹。換言すれば、当該処理においても本来的な公正価値ベースによる会計処理が緩められているのである。

⑤および⑥は、とくに会計基準の変更や制度内容の改訂により招じた金額を平均残存勤務期間により償却処理する背景として、前者が財務情報の有用性を高める目的を不适当に犠牲にしない程度に混乱を抑制するための実務上の問題であり¹²、後者については制度改革にともない企業が享受する経済的便益は、従業員の平均残存勤務年数に配分することが合理的であるとの判断に依拠した処理である¹³。すなわち、これらの処理についても、即時認識を前提とする本来的な公正価値概念ではなく、むしろ収益費用アプローチに見られる配分処理と大きく異なる方法がとられている。

最後に⑦については、上記②、③、④に関係する予測値と実際値との差異の調整処理に関する方法である。基本的に予測計算により成り立っている FAS87 のスキームには、予測計算により得られ

る数値と、実際の時間経過により明らかとされていく実際値との間に乖離が生じることは当初より自明である。とくに現在退職給付債務を求めるために用いられる割引率の予測値と実際値の乖離によって生じる差異、さらにはまた予測長期期待收益率に基づく制度資産の期待収益と各会計期間に測定される実際収益との乖離によって生じてくる差異については、将来的な収斂に対する期待や予測を無視すれば短期的かつ金額的に大きな変動差異となる。

FAS87 ではこれら数理計算上の差異について、当該期首時点での PBO または MRPA のいずれか大きい方の 10% (コリダー幅) を上回る部分を⑤および⑥と同様に平均残存勤務年数で償却することが認められている。しかし、当該コリダー幅を超過する部分についても償却処理を通じて遅延認識することを認めるということはこれもまた収益費用アプローチに見られる配分処理と本来的に異なるない。

また、このような数理計算上の差異の遅延認識には、貸借対照表日以外の割引率選択にかかる恣意性介在の可能性、あるいは長期期待收益率のような平均的收益率やその基礎となる MRPA など、貸借対照表日以外に計算基礎を置くことへの容認が大きく影響している。加えて当該数理計算上の差異を遅延認識すべきか否かの判断となるコリダー幅についても利得認識の側で MRPA が用いられるなど、およそ本来的な公正価値概念よりも二重三重の激変緩和策が講じられており、FAS87 が公正価値会計の範疇に明確に含まれるとは必ずしも言えるものではないことは明白である。

3. SEC レポート

上記説明のように、FAS87 に見られる個々の会計処理からは、FAS87 がおよそ今日言われてきたような公正価値会計の範疇に必ずしも含まれるものではないことが理解されよう。そういう意味では、FAS87 が採用したスキームの目的観は、いわゆる資産負債アプローチへの会計思考への転換を当初より意図したものというよりは、むしろ APBO8 公表以降の会計目的観の変化、すなわち投資家を中心とした情報利用者にとっての有用な情報提供の観点から、財務比較可能性の向上や給付建企業年金制度にかかる企業負担とそのリスクの開示にとって、どのような修正をおこなうべきかという実利主義にこそ軸足が置かれたものであったと言える¹⁴。

したがって、FAS87 はこうした実利主義に沿った会計基準の大幅な変更を要求しながらも、当該会計領域にかかる従前の会計実務への配慮をも大いに取り入れたものとなっていたのである。しかしその後、こうした実利主義に基づく一種の擬似的公正価値基準としての FAS87 が大きく修正される転機が訪れた。それが、FAS158 公表に向けた検討作業の開始である。

当該検討作業の大きな背景としては、前述のとおり国際会計基準との収斂を目指すことが挙げられる。ただし、FAS87 から FAS158 へ修正された中身を見てみれば、それはむしろ米国の国内事情に負うところが大きい点に関心を集めるべきである。

米国では 1990 年代、金融技術の発達にともない米国型金融システム（信用取引の拡大）が世界的金融システムとして広く受け入れられるようになった。このころ、会計学の分野においても予測あるいは期待といった、いわば信用価値の測定を会計処理へ取り込もうと企図されるようになった時期もある。

ただし、過剰とも言える信用価値への依存とこれを用いた企業運営には、未実現の価値あるい

は実態のない価値を会計情報と取り込むような創造的会計操作(creative accounting)，あるいはその逆に，本来，企業が担保すべき負債であるにもかかわらず，これにかかる重要なリスクを隠すような会計操作が横行することとなった。それにより破綻したのがエンロン(Enron)であり，ワールドコム(World Com)などの米国を代表する企業である。

この事件は，企業会計に対する投資家の信頼を大きく揺るがすこととなった。これらの事件により2005年6月15日に米国証券取引委員会(Securities and Exchange Commission, SEC)は米国企業改革法(通商Sarbanes-Oxley法)に関連したレポート(以下，SECレポート)を公表した¹⁵。

SECレポートでは，エンロンやワールドコムなどの不正会計の温床となった特別目的事業体等を利用したオフバランス取引が，企業の財務リスクを隠蔽するために利用されてきたと指摘したが，これにともなって企業会計情報の透明性を確保するために，オフバランス取引を容認する会計領域についてもこれを改善するよう提案がなされた。退職給付会計においては，とくに以下の部分が検討項目として取り上げられた。

- ① 退職給付債務および制度資産の純額表示(相殺表示)
- ② (とくに) 数理計算上の差異にかかる遅延認識

これらの検討項目は，先に説明したFAS87に見られる企業側会計実務への配慮を見直すべしという指摘そのものである。ではSECレポートの指摘する内容について順に見ていく。

まず，①退職給付債務および制度資産の純額表示は，FAS87が退職給付会計の基本原理として掲げている従前の退職給付会計に見られる特有の会計慣行の見直し要求である。つまり，企業財務の透明性を高める観点から，退職給付債務と制度資産との相殺処理による純額表示を廃止し，貸借対照表にそれぞれ別個に負債および資産として純額表示(両建表示)すべきであるというものである。

ただし，この提案は企業財務の透明性に必ずしも寄与しない可能性が高い。というのも，表面的には貸借対照表に退職給付債務と制度資産が貸借にそれぞれ計上されることとなるが，これにより退職給付制度にかかる会計学的な企業責任が純額表示の場合よりも明らかになるかは不明のままである。純額表示より純額表示の方が会計情報としての透明性が明らかに向上すると断言できない限り，それまでの会計慣行を大きく変更する必然性は見出せない。

また，こうした両建表示にした場合，通常の企業資産としては利用できない制度資産を貸借対照表に盛り込むことの会計学的意義はもちろんのこと，(企業財務以外の要素が開示される点で)企業財務の透明性という目的に沿っているとは考えにくく，むしろ情報利用者の誤謬を招く可能性を否定できない。

現行の退職給付会計のスキームを理解している者にとってみれば，純額表示の持つ意味は，純額表示を待つまでもなく情報価値としてすでに織り込み済みである可能性は高い。そうした観点からは，SECレポートが提案する退職給付債務および制度資産の純額表示に対する問題視は，むしろこれが純粋な純額表示になっていないことの方にあると理解することが至当である。

したがって，ここでSECレポートが改善を要求するのは，具体的には現在退職給付債務の計算根拠となる将来退職給付債務に，従来どおりABOとするのか，あるいは昇給率も含めたPBOとするのかという点であり，さらには現行の純額表示のもとで容認されている未認識領域(過去勤務費用，

数理計算上の差異および会計基準変更時差異にかかる未認識金額) の存在を会計情報としてどのように取り扱うかという点へ向けられていることとなる。

加えて、SEC レポートにより指摘された①の論点は、②数理計算上の差異にかかる遅延認識に連関する論点となる。現行の退職給付会計のスキームの下では、企業が担保すべき退職給付制度に対する会計情報を総額表示にしようと純額表示にしようとも、過去勤務費用、数理計算上の差異および会計基準変更時差異にかかる未認識部分に関する処理を従来どおり認めることは SEC の指摘に對する応えとはならない。

また、このうち過去勤務費用については制度創設および改定が頻繁に行なわれることは現実的ではなく、これにかかる発生の継続性という観点からは、即時認識を要求したことで、負債（あるいは資産）にかかる会計情報の一時的な変動を招來したとしても情報利用者にとっても比較可能性を著しく歪めるとの批判はないものと考えられる。また、会計基準変更時差異についても、FAS87 適用後すでに 20 年以上が経過していることから、新規上場などの場合を除き会計基準の変更にともなう移行差異を論点とすることはあまり大きな意義を見出せない。

こうした意味から、結果的に SEC レポートが大きく関心を寄せるのは、毎期継続的に生じることとなる数理計算上の差異に関する測定および認識にかかる部分であることは明らかである。また、数理計算上の差異の測定および認識にかかるより具体的論点としては、FAS87 で適用されてきたコリダー方式 (corridor approach) を今後とも残したままとするかをめぐる議論もある。つまり、SEC レポートではこれら FAS87 の下で適用を認められてきた多くの選択的処理 (many optional treatments) とそれによるオーバーバランス部分の存在が、その他の重要な資産および負債にかかる会計基準と異なるものとなっている点を問題視しているのである。

4. FAS158 の修正ポイント

では、FAS158 公表に至るまでに以上のような背景があったことを確認したうえで、FAS87 から実際に修正された点について見ていく。結論から言えば、FAS158 は SEC レポートを極めて意識したものとなっている¹⁶。そのうえで、FAS87 から FAS158 において修正された点は以下のとおりである。

- ① 制度資産の公正価値および現在退職給付債務の割引現在価値の測定日を貸借対照表日に限定する。
- ② 現在退職給付債務を測定するための計算基礎をこれまでの ABO から PBO へ改められ、未認識領域にかかる遅延認識項目および追加最小負債にかかる会計処理を削除する。
- ③ 数理計算上の差異は、当該発生金額についてその他包括利益累計額 (Accumulated Other Comprehensive Income, AOCI) へ認識する。
- ④ 過去勤務費用は、当該発生金額を AOCI へ認識する。
- ⑤ 会計基準変更時差異は、当該発生金額については（もしあれば） AOCI へ認識する。

以上の修正点から読み取れることは、まず FAS87 のもとで認められてきた測定日の恣意性が排

除されたことで、APBO8からの会計基準移行にともなう激変緩和策および会計実務への配慮がそれまでに比べ制限されたことである。とくに現行の退職給付会計処理に大きく影響を与える割引率の適用に関しては、貸借対照表日前3ヶ月以内の一定日という企業側の恣意性が排除され貸借対照表日へ限定されたことで、退職給付会計情報にかかる企業間比較は向上することが期待される。ただし、当然のことながら測定日の限定は貸借対照表日現在の市況により感応的にならざるを得ない。

つぎに、現在退職給付債務の算定基礎がFAS87のもとで認められてきたABOからPBOへ改められることで、結果として制度資産とPBOの相殺による純額が貸借対照表に負債（または資産）として計上されることになった。つまり、貸借対照表上の負債（または資産）について、従来の未認識領域の認識処理にかかる金額および、ABOを前提とする追加最小負債の規定が除かれることで、情報利用者にとっては退職給付制度の積立状況が以前よりも理解しやすくなったと言える。

追加最小負債にかかる処理はFAS87の下で、純期間退職給付費用として認識されなかった金額が大きくなる場合、貸借対照表に計上される負債が、一方で測定される貸借対照表日におけるABOから制度資産の公正価値を控除した金額より少なくなる場合には、当該差額部分を追加最小負債として追加的に負債計上することを要求していた。また、当該追加最小負債が計上される場合には、未認識過去勤務費用および会計基準変更時差異の合計額を超えない範囲で無形資産が計上され、追加最小負債が当該合計額をさらに超過する場合には税効果会計(FAS109)適用後の金額により、その他包括利益へ独立科目として計上されてきた。しかし、FAS158では負債計上にかかる計算基礎をABOからPBOへ修正することで、こうした複雑な会計処理が要求されないこととなったのである。

では、従来の未認識領域にかかる償却処理が負債の認識額に影響を及ぼさなくなった一方、当該未認識領域についてどのような処理がおこなわれることになったのであろうか。それにかかる修正が③、④および⑤である。

FAS158の下では、従来の未認識領域は発生時に貸借対照表上のその他包括利益へ税効果考慮後の金額により即時認識されることになった。一方で、従来、今まで未認識領域とされてきた未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用および未認識会計基準変更時差異は上記その他包括利益に認識後に、FAS87より維持された償却規定により純期間退職給付費用として認識され、当該金額についてその他包括利益から減算（あるいは加算）の修正処理（リサイクル）がおこなわれることになった。リサイクルとは、FAS130に示されているような未実現保有利得・損失を有する有価証券を売却し、損益が実現した場合に、当該実現損益を当期純利益に含め、その他包括利益から除外するものであるとの規定を援用したもので再分類調整とも言われる¹⁷。

したがって、FAS87で未認識領域にかかる金額がその発生時点において脚注表示され、実際に純期間退職給付費用の認識時に当該未認識領域の償却額を貸借対照表上に認識されるという遅延認識は、FAS158によるその他包括利益を利用したオンバランス処理により即時認識への転換であると受け取られかねない。しかし、実際にはその他包括利益の加減算を通じた遅延認識は依然として維持されていることとなっているのである。

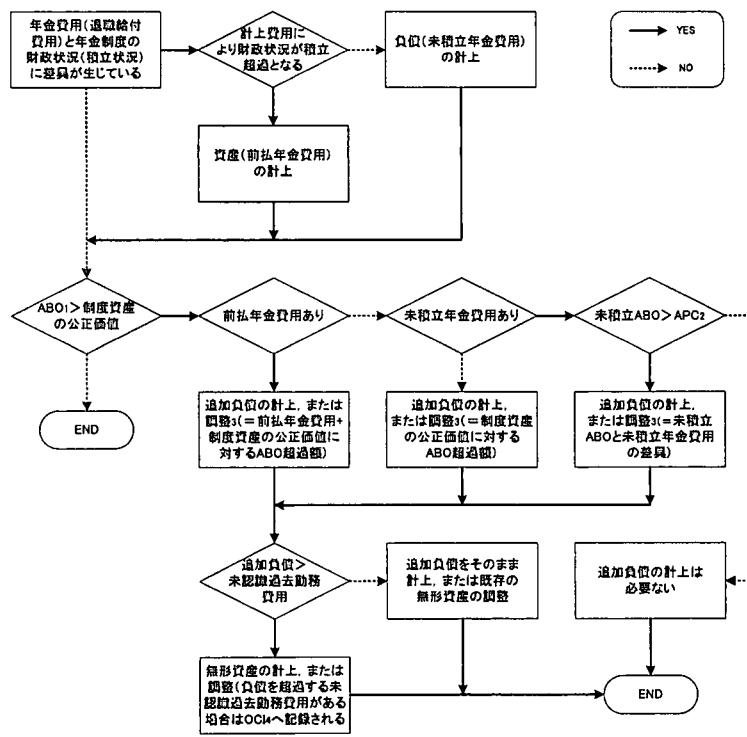
また、FAS87で要求されてきた追加最小負債にかかる処理および未認識領域にかかる遅延認識は、貸借対照表と損益計算書が非連携になるという問題が生じ、いわゆるクリーン・サーブラスという会計上の大前提が満たされないという問題も内包していた。これに対し、FAS158では追加最小

負債にかかる処理を廃止し、従来の未認識領域金額の発生時には貸借対照表内部における即時認識を形式的におこない、結果的にはその後にリサイクルを通じた遅延認識を維持することで、SEC レポートの指摘をうまく利用し、クリーン・サープラスという会計の大前提を堅持しようと努めているのである。このことは、FAS158 が FAS87 に比べ、貸借対照表にオンバランスされる情報価値を重視する姿勢のあらわれであるとも言える。

ただし、FAS158 においても依然として本来的な公正価値測定に基づいた会計処理へ完全に移行したとは言い切れない。たとえば制度資産の期待収益計算やコリダー方式における償却の対象とされる金額計算に利用される MRPA の維持、あるいはコリダー方式そのものの維持といった部分について、本来的な公正価値会計に取って代わったとまでは言えない。

補足までに FAS158 へ修正されることで、FAS87 では必要とされてきた図表 1 にかかる会計処理が削除されることとなった。

図表 1 FAS87 から FAS158 の修正により削除された会計処理



1 Accumulated Benefit Obligation(累積給付債務)

2 Accrued Pension Cost(未払年金費用)

3 FAS87適用当初において計上された負債および無形資産はその後の期間を通じて変化に応じる場合

4 Other Comprehensive Income(その他包括利益)

5. 公正価値概念の検討

では、FAS87 から FAS158 への修正が、会計基準の個別的な変更にとどまらず、会計学的にどのような意味を有しているのかについて検討してみよう。FAS158 に見られる修正点は、これまでの指摘からも明らかのように、FAS87 において批判の多かった企業側へ配慮された会計基準により、会計情報の比較可能性が情報利用者にとって阻害されているとの SEC レポートの批判を一部受け入れたものであった¹⁸。

すでに指摘したとおり、FAS87 はおよそ本来的な公正価値思考よりも二重三重の激変緩和策が講じられており、FAS87 が一般に言われるような公正価値会計の範疇に含まれるというよりは、それまでの取得原価会計の要素を多く取り入れた取得原価・公正価値共存型会計とも言えるものであった。

これに対し、FAS158 は FAS87 で認められてきたこれら緩和策を制限、とくに現在退職給付債務の計算について PBO を前提とし、かつその計算基礎となる割引率等の基礎率を貸借対照表日現在とすることに限定することにより、貸借対照表にオンバランスされる会計情報重視の立場に傾いたことは明らかである。このことは企業側へ配慮された会計基準の制限と意味を同じくし、その会計学的意味は FASB が有する公正価値会計への志向性とシンクロしたものとなっている可能性がある¹⁹。

現在、一般に説明されている公正価値の概念は、購入時価、売却時価および現在価値、もしくはこれらの混合概念による価値と考えられ、いずれか一意による公正価値概念へ統一されたものとはなっていない。これに対し、たとえばスミス＝パールによれば、公正価値には主に二つの概念が存在すると指摘する²⁰。一つは資産の交換により得られる金額を公正価値（購入時価＝売却時価）とする概念と、もう一つは保有を継続することによって将来得られることが期待される経済的便益の現在価値（＝購入価値＝売却時価）が公正価値に等しくなるというものである。前者はまさに市場性を有することによって観察可能となる取引価格のことであり議論の余地は少ない。要するに取引完了時点の結果が公正価値でありかつ時価である。むしろ会計学上議論されるべきは後者である。

今日、会計基準に公正価値測定を多く取り入れている FASB の考え方と、この経済的便益の現在価値を公正価値とするスミス＝パールの見解は大きく異なる。残念ながら FAS87 において公正価値に対する十分な考察あるいは説明があったわけではないが、その後の FASB が展開する公正価値に関する考え方を理解すれば、FAS87 がいかに公正価値会計とは異なる会計要素を取り込んでいたかが容易に理解できる。

基本的に資産の交換により得られる金額が公正価値（時価）である場合、当該公正価値は競売または清算による処分以外の資産（または負債）の購入（または負担）、または売却（または弁済）における価格そのものである。すなわち、市場価格それ自身が公正価値でありかつ時価なのである。しかしながら、今日の退職給付会計はその会計処理スキームが公正価値測定をベースとしているながらも、市場性を有する公正価値（時価）による測定は極めて困難である。

したがって、退職給付会計においては公正価値（時価）という客観的な価格入手することが難しいため、これに代わるものとして利用可能な公正価値（現在価値）の測定および評価が不可欠なものとなる。このことはさらに、公正価値（現在価値）の測定および評価にあたって見積（予測）

計算が必要となり、いわば数理的現在価値をもって公正価値（現在価値）として捉えることとなる。

では、公正価値（現在価値）の測定には一般的にどのような方法が考えられるであろうか。公正価値に対するFASBの考え方を理解するためにFAS158に先だって公表されたFAS157の内容が手がかりとなる。

FAS157では公正価値について、公正価値とは測定日において市場参加者間の秩序ある取引による資産の売却、あるいは負債については移転にともない支払われる価格であると定義している²¹。そのうえで、FAS157では公正価値の見積りについて、以下の三つの評価方法を規定している。

- ① 市場アプローチ (market approach)
- ② 収益アプローチ (income approach)
- ③ 費用アプローチ (cost approach)

まず①市場アプローチについては、すでに指摘しているとおり、市場性を有する取引価格が、そのまま公正価値（時価）となることから、議論すべき余地はあまりない。つぎに②収益アプローチについては、将来の金額（キャッシュインフローあるいはキャッシュアウトフロー）を現在の価値に割引く方法であり、公正価値（現在価値）は市場参加者の予測あるいは期待に依存することとなる。③費用アプローチは、資産に関して陳腐化などを加味した後に類似の設備を取得するために必要な費用を公正価値とする方法である。この場合の陳腐化には、物理的な減価償却のみならず機能面や経済性の観点といった幅広い概念が含まれる。

なお、②収益アプローチが依存する予測あるいは期待について、将来キャッシュフローの見積り、将来キャッシュフローの金額および時期に関する相違性、キャッシュフローに内在する不確実性の影響、リスクフリーレートを勘案した時間価値、流動性や市場の不完全性に起因する影響、負債価値測定の場合には企業の信用力、などを考慮したうえで、さらに以下の二つの方法を掲げている。

- (イ) 割引率調整法 (discount rate adjustment technique)
- (ロ) 期待現在価値法²² (expected present value technique)

まず(イ)割引率調整法については、当該資産あるいは負債について、観察可能な類似の資産あるいは負債がもつ不確実性を勘案し、これにかかるリスク調整された割引率を適用することで当該資産あるいは負債の現在価値を測定する方法である²³。割引率調整法の特徴は、将来キャッシュフロー（退職給付会計の場合は将来キャッシュアウトフロー）がリスクプレミアムを含んだ金額となり、測定時点で最も発生確率が高い将来キャッシュフローの予測値が用いられることとなる。したがって、測定日における将来キャッシュフローが最善の見積値である場合、当該割引率は測定時点のリスクフリーレートにリスクプレミアムをえたものとなる。

割引率調整法ではリスクを割引率に集約するため当該割引率の選定が重要となる。選定に際しては対象物と同じ将来キャッシュフローおよびリスクを有する類似の資産あるいは負債があれば問題ないが、とくに退職給付会計においてはこれにかかる情報の入手は困難である。

これに対して(ロ)期待現在価値法は、将来期待されるキャッシュフローに対して、(i)当該期

待キャッシュフロー自体のリスクを加味した後にリスクフリーレートで割引く方法と、(ii)当該期待キャッシュフローにリスクを加味した割引率により割引く方法があるとされる²⁴。期待現在価値法の特徴は、将来キャッシュフローの発生金額および発生時期の組み合わせが単一ではないことから、将来予測に応じて複数の組み合わせが想定される。したがって、当該リスクを将来キャッシュフローに織り込むのか、それとも割引率に織り込むかの違いはあるものの、その基本となる基礎割引率はリスクフリーレートとなる。

以上の説明から、FAS87 および FAS158 が上記 FAS157 の規定するいずれの評価方法による公正価値概念に該当するだろうか。まず、FAS87 および FAS158 に共通する会計処理スキームの出発点は、収益アプローチであることは明らかである。というのも、退職給付会計にかかる負債測定について、当該負債にかかる活発な市場性はないことから市場アプローチは排除され、また負債の陳腐化という現象も考えにくいためである。

つぎに収益アプローチのうち、(イ) 割引率調整法および(ロ) 期待現在価値法のいずれが当該退職給付会計に該当するであろうか。退職給付会計では割引率の適用について、高格付を有する確定利付債券にかかる利率を割引率とすることが規定されている。このことから当該退職給付会計では収益アプローチのうちさらに期待現在価値法による測定がおこなわれていることが理解されよう。では、期待現在価値法に基づく公正価値とはいかなる意味を有するのかについて、さらに検討を進めてみよう。

一般に公正価値を多く会計基準に取り込むことの目的は、先にも触れたように会計情報として企業が保有する（あるいは弁済する）経済的便益を明らかとすることが情報利用者にとって有用であるとの前提に基づいている。したがって、経済的便益の大小に情報価値を認めることは結果的に貸借対照表にオンバランスされる会計情報が重視される傾向を有することとなる。これにより、結果的に経済的便益の大小を測定する尺度、すなわち経済的利益に情報価値を見出さなければならなくなるが、そこには以下のようないくつかの特徴が付随することとなる。

まず、経済的利益は貸借対照表項目の公正価値（時価）あるいは公正価値（現在価値）による測定および認識により得られる一種の経済的指標である。したがって、当該経済的指標には、企業活動により稼得された従来型の会計的利益のほかに、外的要因によりもたらされた非企業活動による利益が包括的に含まれることとなる。また、とくに公正価値（現在価値）については、仮想的な将来キャッシュフローを計算基礎とすることから、当該経済的利益により会計情報の比較可能性を高めるためには、一義的な当該公正価値（現在価値）の測定日を設定することが不可避である。結果として、経済的利益をこそ従前の会計的利益よりも情報利用者にとっての有用な情報であると位置づけるためには、損益計算を介さない包括利益計算が必要とされることとなる。

では、FAS87 から FAS158 への修正点を再度確認してみよう。以上の分析より、FAS158 で注目すべき点は以下の三点である。すなわち、PBO を現在退職給付債務の計算基礎として、仮想的な将来キャッシュフロー（この場合、とくにキャッシュアウトフロー）を前提とする負債の公正価値（現在価値）測定へ修正したこと。したがって、公正価値（時価）および公正価値（現在価値）の測定日を貸借対照表日に限定することで企業の有する経済的便益をより明示的なものへ修正したこと。そして、その必然的結果として企業活動による会計的利益とみなすことが困難な経済的利益を測定するために、これまで損益計算を介して認識してきた未認識領域を包括利益項目として（形

式的に) 即時認識することとしたことである。

すなわち, FAS87 の下での退職給付会計のスキームは, 当時の他の会計基準に比してその出発点が目新しかったものの, 実際に規定されたものは, 幾重にも取得原価会計の特徴を見て取ることができ, 言ってみれば取得原価・公正価値共存型会計と言えるものであった。これに対し, FAS158 により規定されたものは, 取得原価会計の特徴を弱める修正がおこなわれたと言ってよいものであり, 公正価値会計へ一層明確に軸足を移すものであると理解される。

6. おわりに

本稿では, FAS87 から FAS158 へもたらされた修正点が, 単に当該会計情報にかかる情報利用者の比較可能性の改善を意味するのみならず, その修正により近年の FASB が志向する会計学上の意味について分析してきた。たしかに FAS87 の下で見られた, 追加最小負債にかかる処理, あるいは未認識領域にかかる遅延認識処理などは, SEC レポートにも見られるように批判の対象とされてきたこともまた事実である。

しかしながら, そうした批判を受けて修正を施した FAS158 が一足飛びに公正価値会計そのものであるとも言い切れない。たとえば, 以前として長期的な期待収益の稼得を前提とした一種の利得配分規定, コリダー方式におけるコリダー幅内に留まる利得または損失にかかる未認識領域の維持, およびこれらの測定基準となる MRPA の利用などが維持されているためである。その意味で, FAS158 は FAS87 で見られた取得原価・公正価値共存型会計から公正価値会計へ軸足を移すような修正が徐々にではあるが現段階ではおこなわれたと結論付けたのである。ただし, 問題は今後の当該退職給付会計が明確な公正価値会計として移行していくかである。

目を IASB へ転じれば, 当該退職給付会計にかかる公開草案において, FAS158 において維持された取得原価会計的な要素はことごとく排除されることが提案されている²⁵。こうした傾向は, 企業が有する経済的便益の明示化こそが情報利用者の有用性を高めるはずであるという一種の信仰に近いものとも言える。その一方で, 殊に近時の金融危機が企業にとって甚大なる経済的便益の損失を認識させることとなったが, これを有用な会計情報とせず公正価値認識の凍結が議論されていることはまことにもって皮肉なことである。

私見としては, 信仰にも似た経済的便益の有無を重視する今日の会計目的観に過剰に依拠することは危険であると考える。退職給付会計にとって重要なのは, 企業活動にかかる会計的利益を見るところでは推し量ることが難しい, 現在時点での財務的リスクについて公正価値測定を利用した透明性ある保守主義による会計情報を明らかにすることであって, 公正価値を前提とする機械的な測定および認識とは一線を画すべきであると考える。

そうした観点からは, IASB が提示する公開草案は, 信仰にも似た会計目的観に依拠し過ぎた良い例であるかもしれない。経済的便益の変動をそのまま企業にとっての利益変動とすることは損益計算軽視を意味する。むしろ近時の経済状況を顧慮すれば, 個々の企業活動に着目した会計利益にこそ情報価値が見出されると考えられ, 今後, FASB と IASB との間で進められる退職給付会計をめぐるコンバージェンスの推移を注意深く見ていく必要があると考える。

注

- 1 拙稿「退職給付会計の体系的概念と会計処理の整合性」『経済学研究（北海道大学）』、第52巻第3号、2002年。
- 2 FAS87, Appendix D-Glossary.
- 3 FAS87, par. 49.
- 4 この場合の利息費用がなぜ労務費用とされるのかについても検討の余地があるが、これについては別稿において分析することとする。
- 5 現在退職給付債務の測定にあたって将来退職給付債務としてPBOを採用するかABOを採用するかは、現在において認識すべき負債の大小に影響するものの、退職時点ではPBOとABOに金額的な差異は生じない。むしろ個々の従業員に対する退職給付債務はPBOよりもABOの方が急激な増加につながる。
- 6 ただし、この場合のABOはFAS87で前提とされる評価よりもより広い年金数理の観点から観察されるABOも含まれる。
- 7 FAS87, par. 153.
- 8 パースによれば、FASBが公正価値という用語を用いたのは、すべての資産および負債が市場から得られる時価を有していないかったためと指摘している。Barth, M. E., "Fair Value Accounting Evidence from Investment Securities and the Market Valuation of Banking," *The Accounting Review*, January 1994, p.3.
- 9 FAS87, par. 30.
- 10 FAS87, par. 84-85.
- 11 FAS87, par. 121.
- 12 FAS87, par. 256.
- 13 FAS87, par. 162.
- 14 現に、概念的な現在価値および公正価値に関する整理は、その後のFASB財務会計概念ステートメント第7号(FASB, *Statements of Financial Accounting Concepts No. 7 — Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements*, February 2000, FAC7)においてまで議論されつづけてきた。
- 15 ちなみにSECレポートの性質は、SECの公式見解ではないとされるが、むしろ検討の必要性をFASBに働きかけている点で、SECが従来よりFASBへ執りつづけてきた対応と大きく異なる。
- 16 FAS158, Appendix B-12.
- 17 FAS130, par. 18.
- 18 とくにこの場合の情報利用者について、近年、FASBおよびIASBで進められている概念フレームワークの統合に向けた共同プロジェクトにかかる公開草案によれば、「現在および潜在的な投資者、貸付者およびその他の債権者という総体的な資本提供者」と述べられている。FASB & IASB, Exposure Draft, *Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics and Constraints of Decision-Useful Financial Reporting Information*, May 29, 2008.
- 19 FAS87, par. 107.
- 20 スミス＝パールによれば、「公正価値(fair value)」とは「市場価値(market value)」「真実価値(true value)」あるいは「交換価値(exchange value)」など各種文献、法律、裁判上の諸案件に用いられる用語であり、一般には「公正市場価値(fair market value)」の意味として用いられるが、その概念については誤解されることが多く、また概念そのものが曖昧(fuzziness)であると指摘している。Smith, G. V and R. L. Parr, *Valuation of Intellectual Property and Intangible Assets*, 3rd Edition, John Wiley & Sons, Inc. pp.155-160.
- 21 FAS157, par. 5.
- 22 期待現在価値法(expected present value technique)は、期待キャッシュフロー法(expected cash

flow technique) とも言う。

23 FAS157, Appendix B-7 (par. B7).

24 FAS157, Appendix B-12 (par. B12).

25 IASB, Discussion Paper Preliminary, *Views on Amendments to IAS 19 Employee Benefits*, March 2008.